

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月十日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一 三）の一部を次のように改正する。

別表第一那賀町の議会事務局の項の項名を「議会局」に改め、同表美波町の町長部局の項中「政策調整監 高齢者福祉監 特定事業調整監」を「主幹 調整監」に改め、同町の病院の項中「病院事業調整監 事務長 総看護師長」を「事務長」に改め、同表松茂町の町長部局の項中「参事」を「部長 参事」に改め、同町の教育委員会事務局の項中「課長 主幹」を「課長」に改め、同町の環境センターの項中「所長」を「所長 主幹」に改め、同町の幼稚園の項中「園長 主幹」を「園長」に改め、同町の給食センターの項中「主幹」を「所長」に改め、同表上板町の農業委員会事務局の項、保育所の項及び地域子育て支援センターの項を削り、同表つるぎ町の高齢者生活福祉センターの項の次に次のように加える。

一 宇住民窓口センター	所長
-------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。